

みんなで豊かになるう。

# FIGHT FOR ¥1500



最低賃金を1500円に上げる！

## 希望のダンプカーデモ

2018/7/15 sun. 15:30- 桜木町駅前集合 16:00- みなとみらいをデモ行進



神奈川労働局前アクション ▶▶▶ (半日座り込み行動)

2018/8/2 thu.

10:00-13:00 神奈川労働局前 (第二合同庁舎)

主催：FIGHT FOR 1500 神奈川 実行委員会 協賛：UNIEQ / 神奈川労連 / 神奈川過労死等を考える家族の会

## STATEMENT

**最低賃金** は、それ以下では絶対に働かせてはいけない「賃金の最低基準」です。神奈川の最低賃金はこの10年間でなんと220円引き上げられ、1000円は目前です。最低賃金時給1500円の実現は、わたしたちの声と運動で実現できるのです。

※最低賃金引き上げの取り組みはこちら [http://www.kanagawa-rouren.jp/\\_07/\\_01](http://www.kanagawa-rouren.jp/_07/_01)

最低賃金、  
どう  
決まる？

引き上げの  
指針

- 1 働くものの生計費が維持されること**  
具体的には月額的生活保護費以上を稼げる時給。  
今の最低賃金 956円では、フルタイムで働いても生活保護費に届いていません。
- 2 企業の支払い能力**  
こんな指針を入れている国は世界でも少数です。
- 3 時給労働者の時給引き上げ状況**

引き上げの流れ

7・8月

神奈川地方最低賃金審議会で審議し、「最低賃金引き上げ額」を答申します

最低賃金を決める「最低賃金審議会」。実は非正規（時間給）労働者が委員に入っておらず、最低賃金で働き生活する厳しい現実や、当事者の声は反映されていません。

10月

最低賃金引き上げの実施

昨年は10月1日に神奈川県内一斉に最低賃金が時給956円に改訂(+26円)され、神奈川県内の全労働者400万人の約2割=約75万人のパート・アルバイト賃金がアップしました。これは「最低賃金 × 月の所定労働時間」に影響し、若年者の月給も上がるのです。



@saichinkunver2

Fight For 1500 神奈川 実行委員会 <https://fightfor1500kanagawa.tumblr.com>  
Tel : 045-2125-855 (事務局:神奈川労連内) Mail : info@kanagawa-rouren.jp

# 最低賃金を1500円に上げよう。

神奈川県最低賃金956円は低すぎる！



「腫瘍が見つかったが時給970円の収入では手術費用が工面できず手術の目的が立たない」  
「定年後の再雇用は最低賃金。定年前と仕事は変わらないのに社員との賃金格差が酷い」  
「アルバイトを三つ掛け持ちして何とか生活している。クタクタで何もする気がおきない」  
「パートの仕事。母子家庭で生活がとて大変です」  
「最低賃金の仕事では、子どもを大学にいかすことができない」  
「この給料では出産はおるか結婚も躊躇してしまっ」  
「時給が安く、一日8時間ではまともに暮らせない。休みなく長時間労働で体を壊した」

※神奈川県労働最低賃金裁判原告及び2018要求アンケートより

最低賃金が上がれば社会が元気になり、  
経済の循環が生まれます。



生活が厳しくなるのはさまざまな理由が考えられますが、時給の低さも大きな要因のひとつでしょう。右に上げられた声は、現代の時給労働者にとって多くが共感できるものではないでしょうか。

現代において、30代単身世帯で年収300万円、子育て世帯には世帯収入500万円が、最低限必要であると言われていています。特に若い世代の所得を増やす事は緊急の課題です。

収入が少なく、個人消費が落ち込むと、さまざまな業界にもお金がまわらなくなります。最低賃金が上がり労働者の収入が増えれば消費も増え、経済の活性化にもつながるでしょう。

制度の活用や新設で、  
中小企業に財源を生み出せます。



- 「中小企業も賃金引き上げが出来るよう、税金や社会保険料を減額、免除します。減免は中小企業の納める消費税や社会保険料で行います。法人税は利益にかかるため、赤字の中小企業には減税しても恩恵はありません。
- 小規模企業振興基本法に基づいて中小企業向け予算を大幅に増やし、中小企業の支援を抜本的に強めます。
- 中小企業への支援の財源はあまりにも異常な大企業優遇税制を改めたり、引き下げた大企業の法人税をもとにもどせば十分確保できます。
- 最低賃金を今年16%上げ、2020年に最低賃金1000円実現を公約する韓国では「最低賃金助成金」を創設し、国が一定の従業員数以下の民間中小企業には直接賃金を支援しています。

## #最低賃金1500円になったら

- 高卒新入社員でも初月給は26万円を超える
- 実家から出て自活できる
- 自分の趣味に時間とお金を使う
- 仕事の時間が減って、家族やこどもの時間がとれる
- こどもに塾や習い事に通わせることができる
- 風邪や虫歯でも我慢せずに病院に行ける
- 保険に入れる
- 友人の結婚式に参加できる
- 結婚や出産の希望が持てるようになる

# FIGHT FOR

¥1500

## メッセージ

田淵大輔（弁護士）

法律のことわざ「権利の上に眠るものは保護しない」がある。「権利は主張して使ってはじめて意味がある」ということ。最賃も黙っていたら変わらない。権利は持っているだけじゃ意味がない。まずは法律も含め、現状のルールを知る。それで、労働者の権利を主張する。ダンブカーデモはその主張そのものです。

岡本一（NPO かながわ総研）

法律通りにやれば最低賃金は1500円に上げられます。とても重要な運動です。中小企業は日本を支える「公共物」。国と地方自治体が一体となり支援し、正規・非正規社員問わず、1500円を目指していきましょう。

